

令和 7 年第 4 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 4 月 25 日 稲沢市産業会館 第 2 研修室

出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	大崎 和生	2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫	4 番	櫻井 吉美
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
		10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊	12 番	近藤 昌弥
13 番	後藤 恵美	14 番	石田 豊
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫		
19 番	関戸 梓		

欠席委員

9 番	大谷 典央	18 番	三井 啓司
-----	-------	------	-------

【事務局】出席者

局 長	長崎 倫典	主 幹	川口 善徳
主 任	大橋 崇史	主 事	大崎 菜々子

【農務課】出席者

主 幹	廣瀬 信博		
-----	-------	--	--

午後 2 時 00 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和 7 年第 3 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、伊藤英樹委員、三井啓司委員の 2 名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期となり大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

それではただいまから、令和 7 年第 3 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 17 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 15 番堀田泰樹委員、17 番伊藤弥寿夫委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 3 ページをお願い致します。

議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

4 ページをお願いいたします。

所有権移転の案件から説明いたします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 638 m²の農地を耕作しており、個人で年間 120 日、世帯では 240 日農業に従事しています。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を渡人に代わり長年管理しており、権利関係を整理するため申請地を取得するものです。89 m²の農地で自家消費用の野菜を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

こちらは議案第 15 号、番号 3 番と関連する案件です。受人は名古屋市で経営する飲食店を、申請地の隣接地に移転することを計画しており、店舗で提供するネギ等の野菜を栽培するため申請地を取得するものです。個人で年間 200 日農業に従事する計画となっております。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地の一部を借りて長年耕作しており、譲渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。この申請により 394 m²の農地を耕作することとなり、個人で年間 150 日、世帯では 230 日農業に従事する計画となっております。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地の贈与を受け、継承するものです。

受人は現在 3,678 m²の農地を耕作しており、個人で年間 70 日、世帯では 390 日農業に従事しています。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は兄弟であり、申請地の近隣に耕作地があることから贈与を受け、継承するものです。

受人は現在 858 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 160 日農業に従事しています。

番号 7 番と番号 8 番につきましては、受人が同一世帯のため一括で説明いたします。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 8 番につきまして、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

また、番号 7 番につきましては、親子での共有名義での申請となっております。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 6,313 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、子は 60 日、世帯では 480 日農業に従事しています。

番号 9 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 9,965 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯では 950 日農業に従事しています。

番号 10 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 21,484.91 m²の農地を耕作しており、個人で年間 80 日、世帯では 160 日農業に従事しています。

5 ページをお願いいたします。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 6,862 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯では 850 日農業に従事しています。

番号 1 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 19,200.91 m²の農地を耕作しており、個人で年間 320 日、世帯では 570 日農業に従事しています。

番号 1 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 3,588 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

番号 1 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部申請地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 2,789 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

6 ページをお願いいたします。

番号 1 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 6,973 m²の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 230 日農業に従事しています。

番号 1 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を渡人に代わり除草等の管理をしており、権利関係を整理

するため申請地を取得するものです。182 m²の畑で自家消費用にミカンやイチジク等果樹を栽培、個人で年間 180 日、世帯では 360 日農業に従事する計画となっております。

番号 17 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 5,903 m²の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 150 日農業に従事しています。

8 ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号 18 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部土地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和 7 年 4 月 1 日から 10 年間の賃借権の設定です。

受人は現在 4,343 m²の農地を耕作しており、個人で年間 280 日、世帯では 1,120 日農業に従事しています。

9 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 18 件、移動の土地は、田 20 筆 12,022 m²、畑 22 筆 9,719 m²、合計 42 筆 21,741 m²です。

以上 18 件のうち、番号 1 番から 18 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、加島委員は採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 10 ページをお願いします。

議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは、議案の説明に移ります。

11 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、事務所の拡張による転用です。農地区分は第 2 種農地で、宅地 997 m²と一体利用します。

つづきまして、12 ページの総括表をごらん下さい。

4 条の申請件数は、1 件 転用の土地 畑 1 筆 5.60 m² 合計 1 筆 5.60 m²です。 以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願いします。

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

14 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、店舗を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、倉庫及び事務所を建築します。農地区分は第 2 種農地で、道路 415 m²と一体利用します。

番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 8 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 9 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

16 ページをお願いします。

番号 10 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。
雑種地 3,007 m²と一体利用します。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

つづきまして、17 ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号 12 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。
雑種地 1,078 m²と一体利用します。

番号 13 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

18 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、13 件 転用の土地 田 18 筆 16,312 m² 畑 15 筆 7,972 m²、合計 33 筆 24,284 m² です。

また、5 条の番号 5 番 6 番 8 番 9 番 11 番の案件につきましては、申請面積の合計が 3,000 m²を超えるため、4 月 8 日愛知県三の丸庁舎で開催されます常設審議委員会に上程予定です。

以上 5 条申請 13 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 19 ページをお願い致します。

議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

20 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利

用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

なお、こちらは前回の総会まで農用地利用集積計画として提出していた議案です。地域計画の策定に伴い、根拠法令が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項となり、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に統合されています。

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定は 25 筆、使用貸借権の設定は 2 筆です。

賃借期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までです。

22 ページ総括表をお願い致します。

田 27 筆 14,856 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

なお、議事参与の制限により、澤田委員、石田委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 23 ページをお願い致します。

議案 第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

24 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 10 筆、使用貸借権の設定は 4 筆です。

貸借期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までが 5 筆、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までが 2 筆、令和 7 年 5 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 7 年 5 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 6 筆です。

25 ページ総括表をお願い致します。

田 14 筆 13,880 m² になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(受け手の変更)に対する意見聴取について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 議案第 18 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

議案書 26 ページをお願いします。

議案第 18 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

それでは、事前に配付しております『令和 7 年度最適化活動の目標の設定等』と書かれたお手元の資料をお願いします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

また法第 3 7 条の規定により、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。

農林水産省の通知により、令和 4 年度以降は毎年最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検を行い点数化することで評価し、サイト上で公表することとなりました。よって、今回は令和 7 年度分について設定するものです。

それでは、内容を順に説明致します。始めに、1 ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。次に、その下「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」及び「耕地及び作付面積統計」の数値に基づき各種統計の情報を記載しております。耕地面積の計は、四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

2 ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積です。現状として、市内の農地面積 3,150ha に対し令和 6 年度末の集積面積は 1,181.6ha であり、集積率は 37.5%となっております。

集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積面積を指します。課題として、「畑の担い手が少なく、田と比較して集積が進んでいない」こと、「農地中間管理事業を市行政や J A と連携し、進めていく必要がある」ことを挙げました。

目標としましては、市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」により、令和 14 年度の集積率 40%を採用し、残りの期間で割り戻した結果、来年度の新規集積面積を 9ha、集積率を 37.8%の目標として設定いたしました。

次に(2)遊休農地の解消についてでございます。現状として、遊休農地は市内全体で 77ha あります。その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は、34ha、雑木が生えて草刈りでは直ちに耕作することができない黄区分の遊休農地は 43ha ありました。課題として農家の高齢化、また相続によって、非農家や市外在住の農地所有者の増加があります。また管理されてない植木畑について、徐々に森林化が進み再生利用が難しくなっている点を挙げました。

目標としては、「ア 既存遊休農地」と「イ 新規発生遊休農地」の解消の 2 つに分けて設定を行います。アの既存の緑区分遊休農地については、令和 3 年度の遊休農地面積に対し

て、5 年間で解消を目指し目標を立てるよう決められており、全体の 35ha を 5 年間で割ると、1 年で 7ha の解消目標となってまいります。

次に b の黄区分の遊休農地については、別途工程表を策定し基盤整備事業に併せて解消するように決められており、工程表策定方針は、現地調査を行い、再生困難な非農地との見極めを行い、土地改良区等の関係機関と協議をしながら策定することといたしました。

イの新規発生した緑区分遊休農地は、14ha ありました。

それでは次の 3 ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 でございます。現状として、令和 4 年度から令和 6 年度までの、新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績が記載されております。

課題としては、農業委員及び推進委員、市行政、農協と連携し新規参入者の掘り起しを進める必要がある。また、農業従事者の高齢化、後継者不足による担い手の減少が深刻化していることを挙げました。

次に目標ですが、設定する前に令和 4 年度から令和 6 年度の過去 3 年間の農地法第 3 条許可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。過去 3 年の権利移動面積の平均の 1 割以上を新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得ることを目標として設定することとされており、10.6ha を目標として設定いたしました。

次に 2. 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。最適化活動を行う委員としましては、現場活動を中心に実施している農地利用最適化推進委員 24 人を対象として、活動日数は 1 人当たり、月 6 日を設定しました。6 日に設定した根拠は、農林水産省が作成した目標達成の評価方法で加点される最低日数が 6 日以上であるためです。活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1 日と計上します。年 3 回集中的に行う農地パトロールだけでなく、普段の生活の中で地元の農家の方から自分の田を貸したいなど農地の利用を相談された場合や、自分の畑に農作業に行く途中、付近の農地を見回することも確認の活動に含まれるため、1 日と計上してよいとされております。

(2)活動強化月間の設定目標は、国が指定した 3 回を目標とし、5 月にある農業塾入塾説明会の実施月を新規参入促進月間とし、11 月に利用意向調査を配布し 12 月に回収を行うため、それぞれを利用意向調査の配布月間と回収月間として設定しました。

(3)新規参入相談会への参加目標は、1 回 実施することを目標に設定し、先ほどもご説明いたしました、農業塾の担い手育成コースの入塾説明会を開催し、これに委員が参加することを目標としました。

以上が目標の設定となりますが、数値については集計中のものもあり変動する場合がありますのでご了承くださいますようお願いいたします。なお、令和 6 年度に活動した結果については、5 月の総会で点検・評価を行う予定をしております。

以上で、議案第 18 号の説明を終わらせていただきます。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 18 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について 原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 8 議案第 19 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、を議題といたします。市から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案 27 ページをお願いします。

議案第 19 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 3 月案件は、除外 18 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

車両置場が不足しているため、新たな車両置場を整備するための除外です。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

販売のみだった東海エリアに新たな生産工場を建築するための除外です。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

受注増加に対応するため、新たな工場を建築するための除外です。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

経営ほ場周辺に新たな農家住宅を建築するための除外です。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場が不足しているため、新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

本家付近に本家敷地を分筆した土地を一体利用して分家住宅を建築するための除外です。

番号 8 番

申請地 地目 面積 を朗読。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 9 番

申請地 地目 面積 を朗読。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 10 番

申請地 地目 面積 を朗読。

受注増加に対応するため、新たな資材置場を整備するための除外です。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

稲沢市立坂田小学校の駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備するための除外で

す。

番号 12 番

申請地 地目 面積 を朗読。

販売用高級車を保管するために使用している自宅付近の土地を是正するための除外です。

番号 13 番

申請地 地目 面積 を朗読。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 14 番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場として使用している営業所付近の土地を是正するための除外です。

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 16 番

申請地 地目 面積 を朗読。

スーパーマーケットを開設することに伴って、増加する従業員と搬入車の待機のため、新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 17 番

申請地 地目 面積 を朗読。

入居希望者が順番待ちになっている状態を解消するため、新たな住宅型有料老人ホームを建築するための除外です。

番号 18 番

申請地 地目 面積 を朗読。

トラックの駐車場が不足しているため、自宅付近に新たな駐車場を整備するための除外です。

以上 除外 18 件 田 17,024 m² 畑 9,185 m² その他 348 m² 合計 26,557 m²

いずれも農振法の要件を満たすものとして除外相当と考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

【伊藤委員】

農振除外の案件はこの後、転用の案件として挙がってくるのでしょうか？

【農務課】

こちら農振除外の案件になりますので、手続きが進んで青地が白地になりましたら、その後転用の申請が出てくると考えられます。

【伊藤委員】

ということは転用の案件は青地の土地はないということですか？

【農務課】

概ねその通りですが、中には青地のまま転用されるケースがありまして、農業用倉庫や集出荷場などの農業用施設については、青地のまま農地の用途を変更する「用途区分変更」の手続きを取るため、青地のまま転用される場合もございます。

【会長】

ほかに質疑はございますでしょうか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 19 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告すること、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 9 報告第 7 号 現況証明願の報告について から日程第 13 報告第 11 号所有者不明土地の公示の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 33 ページをお願いします。

報告第 7 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

34 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 13 年より通路・駐車場として一体利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成元年より駐車場として一体利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 3 年より工場敷地として利用しておりました。

つづきまして、35 ページをお願いします。

報告第 8 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告についてです。

農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

36 ページをお願いします。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の届出です。

番号 1 申請地 地目 面積 を朗読。

住宅建築による転用でございます。

37 ページをお願いします。

4 条の届出の件数は 1 件、

転用の土地 畑 1 筆 220 m² 合計 1 筆 220 m²です。

続きまして 38 ページをお願いします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

39 ページ総括表をお願いします。

申請件数 2 件 畑 3 筆 698 m² 合計 3 筆 698 m²です。

つづきまして、40 ページをお願いいたします。

報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

41 ページをお願いします。

番号 1 番及び 4 番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却及び農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 2 番、3 番及び 5 番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

番号 6 番、7 番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借料変更のため賃借権を解除するものです。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

番号 9 番から 12 番については受人が同一のため一括で説明いたします。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

43 ページの総括表をお願いします。

申請件 12 件 田 10 筆 5,352 m² 畑 5 筆 3,169 m² 合計 15 筆 8,521 m²です。

44 ページをお願いします。

報告第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消の報告について
農地法第 5 条の規定による許可の取消願が提出されたので報告する。
本日付け提出会長名でございます。

45 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。
こちらは、申請者からの申出により許可申請地の一部の許可を取消するものです。

46 ページをお願いします。

申請件数は 1 件 田 1 筆 1,122 m² 合計 1 筆 1,122 m²です。

47 ページをお願いします。

報告第 11 号 所有者不明土地の公示の報告について
農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示
するので報告する。
本日付け提出会長名でございます。

48 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

本案件につきましては、この度、所有者が分からなくなっている農地について耕作に活用
したいという要望を受け、利用権の設定に向けて公示を行うものです。

所有者の探索を行った結果、所有者が判明しない土地であったこと、当該土地に係る権利
者がいない場合、利用権設定される可能性があること を公示します。公示期間は令和 7
年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 2 か月間で、市役所掲示板や市 HP 等で公開いた
します。

49 ページをお願いします。

申請件数は 1 件、 田 2 筆 1,559 m² 合計 2 筆 1,559 m²です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

令和 7 年第 4 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 4 月 25 日 稲沢市産業会館 第 2 研修室

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。これをもちまして、令和 7 年第 3 回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 20 分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

15 番委員

堀田 泰樹

17 番委員

伊藤 弥寿夫